

規 約

第1条(名称・所在地)

本党は、彦根党と称し、主たる事務所を彦根市におく。

第2条(目的)

本党は、持続可能な彦根の実現のため、本党の基本理念等に賛同する市民とともに、彦根市政の発展と市民生活の向上を目指すことを目的とする。

第3条(事業)

本党は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)講演会、座談会等の開催
- (2)会報等の発行及び配布
- (3)関係諸団体との連携
- (4)その他本党の目的達成のため必要な事業

第4条(会員)

本党は、第2条の目的に賛同し、入会を希望した者をもって構成する。

第5条(入会)

本党への入会手続き、登録及び党費の納入については、所定の入会申込手続きでもって行う。

第6条(退会)

本党への退会手続きは、所定の退会手続きでもって行う。

第7条(処分)

党員が次の事項のいずれかの行為をしたときは、処分を行う。

- 1 党の規律をみだす行為
 - (1)公の場所又は公に発表した文書で、党の方針又は政策を公然と非難する行為
 - (2)各級選挙に際し、党公認候補者若しくは推薦候補者を不利に陥れる行為
 - (3)その他党紀委員会において党規律を乱すものと認めた行為
- 2 党員たる品位を汚す行為
 - (1)汚職、選挙違反等の刑事事犯に関与した行為
 - (2)暴力行為
 - (3)その他党紀委員会において党員たる品位を汚すものと認めた行為
- 3 党議に背く行為
 - (1)党総会、議員総会の決定に背く行為

第8条(処分の種類)

本党処分の種類は、次の通りとする。

- (1)党則の遵守の勧告
- (2)戒告
- (3)党の役職停止
- (4)選挙における非公認
- (5)党員資格の停止
- (6)離党の勧告
- (7)除名

第9条(役員)

本党に次の役員をおく。

- (1)代表 1名
- (2)共同代表 1名
- (3)幹事 若干名
- (4)会計責任者 1名
- (5)同職務代行者 1名

第10条(役員の選出及び任期)

1 役員は総会において選出する。

(1)役員の選出は党員の過半数が出席する総会で、出席者の過半数賛同することで決する。可否同数の時は代表の決めるところによる。

2 役員の任期は 1 期 2 年とする。但し、再任を妨げない。

(1)任期満了に伴う新たな役員の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな役員が選出されない場合、新たな役員が選出されるまで、従来の役員がその任に当たる。

第11条(役員の任務)

役員の任務は次のとおりにする。

- (1)代表は、党務を総括し役員会等を招集するとともに、本党を代表する。
- (2)共同代表は、代表を補佐し、代表不在の場合はその任務を代行する。
- (3)幹事は、党務の運営が円滑に進むように協力する。
- (4)会計は、本党の財務を担当し、すべての会計事務の処理を行う。

第12条(顧問および相談役)

本党には、顧問、相談役、及び参与を設けることができる。

第13条(役員会)

代表は、必要に応じて役員会を招集する。

第14条(運営)

本党は、会費、寄付金その他の収入をもって運営する。

第15条(党財政)

本党の経費は、党費、寄付、事業収入及び、政党交付金その他の収入をもって充てるものとする。

第16条(政治資金の透明化)

本党は、政治理論の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。

第17条(会計年度)

本党の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第18条

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和5年1月1日より実施する。